

美祿市立淳美小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月5日改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。一人ひとりを大切にする教育を推進し、『未然防止』の取組により、すべての児童をいじめに向かわせないことが重要です。

また、組織的対応を強化し、いじめの『早期発見』に努め、迅速、的確かつ組織的な『早期対応』を行うなど、これまで以上にきめ細かく対応することが重要です。

いじめの防止・根絶に向けた取組を実効的に進めていくため、学校、家庭、地域、関係機関が一層連携を密にし、社会総がかりで取り組み、すべての児童が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定します。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

① いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条（平成25年9月28日施行）】

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが重要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

《具体的ないじめの態様》

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※1 インターネット上などで、本人にとって不快な内容を書き込まれたものの、本人がその事実や内容を知らない場合など、行為の対象となる児童がその時点で心身の苦痛を感じるに至っていなくても、加害行為を行った児童に対する指導など、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要となる。

※2 好意から行った行為が意図せず相手の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味して対応することが必要となる。

② 基本認識

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）」については、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、観衆（周りではやし立てる）や傍観者（見て見ぬふりをする）になる可能性もある。

いじめ問題に当たっては、以下の基本認識をしっかりともち、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめは、いじめられる側に問題があるという見方は間違っている。
- いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者が一体となって取り組むべき問題である。

2 未然防止（いじめの予防）

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心情を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが求められる。また、「いじめられる側にも原因がある」「そこまで傷つけるつもりはなかった」「自分は直接いじめていないので関係ない」といった意見を明確に否定する必要がある。

① 人権教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」という意識を徹底し、子どもたちに理解させる。
- ・ 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 自他のよさを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。
- ・ 互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的、計画的に人権教育に取り組む。

② 道徳教育の充実

- ・ 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を防止するため、いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 人としての「気高さ」や「思いやり」、「やさしさ」に触れることによって、自分自身の行動を省みることができる教材等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・ 学校の教育活動全体を通して、いじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行い、児童が「心を開き、心を磨き、心を伝えあう」ことができる道徳教育の充実を図る。
- ・ インターネットを使用する際のルールやモラルの指導をする。

③ 絆と居場所のある学級づくり

- ・ 一人ひとりの子どもにとって、共に学び、共に生きる場となるように、「絆づくり」と「居場所づくり」に努める。
- ・ どの子にとっても、学級が安心して過ごせる場所となるように、規範意識について6年間を見通し、重点的・系統的に指導する。

④ 分かる授業づくりの推進と読書活動の充実

- ・基礎・基本の定着を図るとともに、授業改善に努めることで、学習に対する達成感・成就感・自己有用感を味わい、自尊感情を育む。
- ・朝の読書、水曜日の「くすのきタイム」、読み聞かせ、家読書など読書活動を充実させ、豊かな情操を育む。
- ・児童同士または教員との信頼関係を基盤として、学習環境の整備、学習規律の徹底等に努め、教育効果を高める授業づくりを行う。

⑤ 特別活動の充実

- ・なかよし班活動を充実させ、他者（特に異学年）と関わる機会を増やすことで、それぞれの違いを認め合う態度を養い、思いやりや互いを尊重し合う心を育てる。
- ・児童朝会や児童集会などを定期的に行き、表現力やコミュニケーション能力を育むとともに、他者を理解し尊重する態度を養う。
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための、アサーショントレーニング、エンカウンター、AFPYなどを取り入れる。
- ・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取り組みを行う。

⑥ 安心・安全な環境づくり

- ・子どもにとって、学校が安心して過ごせる場所となるように、学校環境の整備を徹底する。
- ・KYTの資料を活用した、安全教育を積極的に行う。
- ・「ヒヤリ」「ハッ」とした小さな事例を集め、その情報を共有し、重大な災害や事故の発生を未然に防止しようとする取り組みを行う。
- ・インターネット上のいじめが、被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な影響を及ぼすものであることを理解させるために、情報モラルを身につけさせるための教育の充実を図る。

⑦ 体験活動・交流学习の充実

- ・農業体験を計画的に行うことで、他者や自然との直接的にかかわり、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心に自分自身が気づき、発見し体得させる。
- ・農園をはじめ、読み聞かせやクラブ活動など、地域のボランティアの方とのふれあいを通して、感謝の心を育てるとともに、地域の人に囲まれて生活していることに気づかせる。
- ・福祉体験やボランティア体験をはじめ、他校との交流学习、保小連携、小中連携等を計画的に実施し、人と人とのつながりを大切にする。

⑧ 信頼される教職員の姿と協力協働体制

- ・何気ない言動で子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長させることがないように、子どもたちのよきモデルとなり、信頼されるよう努める。
- ・教育活動の中で、「認められた」「人の役に立った」という自己肯定感がもてるような、子どもたちへの温かい声かけに努める。
- ・温かい教育活動を学校全体で展開するため、教職員の共通理解を図るとともに、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり相談したりできる雰囲気づくりに努める。
- ・子どもたちと向き合う時間が確保されるよう、校内組織が有効に機能し様々な問題へ対応できる体制を構築する。
- ・全ての児童の能力を最大限に発揮できるよう、開発的・予防的な援助の機能を重視する。
- ・児童への切れ目のない支援体制の構築のため、校種間連携の一層の促進に努める。

⑨ 実践的な校内研修の実施

- ・全ての教職員の共通理解を図るために、積極的に年に複数回いじめの問題に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を行う。
- ・各分掌の役割を明確にし、日常的な取組を実施する。
- ・教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

⑩ 保護者や地域への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、各種便りやHP等による広報活動により、いじめ防止対策や対応、インターネットを使う際のモラル等についての啓発を行う。
- ・個人懇談や家庭訪問などで、子どもたちの様子について情報を共有しておく。
- ・人権教育参観日や講演会などを通して、様々な人権課題について親子で考える機会を設ける。
- ・コミュニティ・スクールを中心として、学校と保護者、地域が一緒になって子どもたちを育てていこうという意識を高める。

3 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

いじめは、早期発見することが早期の解決につながる。そのためには、日頃から教職員と子どもたちの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し、**子どもたちの小さな変化を敏感に察知する認知能力を向上**させることが必要である。

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、「いじめ対策委員会」を置き、「情報交換会」を実働的な組織として活用する。

① 心のアンケートの実施

- ・学校生活や家庭生活に関するアンケートを毎週確実に実施する。
- ・些細と思えるようなことでも、子どもが悩んでいることや困っていることがあれば、担任が話を聞き、解消するような手立てを打つ。
- ・毎週情報交換会を行い、アンケート結果について報告するとともに、全職員での共通理解を図る。
- ・いじめに関する訴えがあった場合、聞き取ったことや指導した内容、時系列を記録として残す。

② 日々の観察

- ・朝の会や帰りの会、日記などを活用し、言動や様子から細かな変化を見逃さないようにする。
- ・「子どもがいるところには、教職員がいる」ことをめざし、休み時間や放課後の子どもたちの様子に気を配る。
- ・登下校時や専科の授業、委員会、クラブ活動など、学級を離れたときの子どもたちの様子や雑談、人間関係を観察し、気になるところはすぐに担任に連絡する。
- ・全校体制で、児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で共有を図る。

③ 教育相談の実施

- ・学期に一回教育相談の時間を設け、全児童や希望する保護者を対象とした教育相談を行う。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもたちがどの教職員にも気軽に相談できる環境をつくる。
- ・スクールカウンセラーや地域コーディネーター等の専門家と連携することで、特性に応じた支援が適切に行えるようにする。
- ・児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。

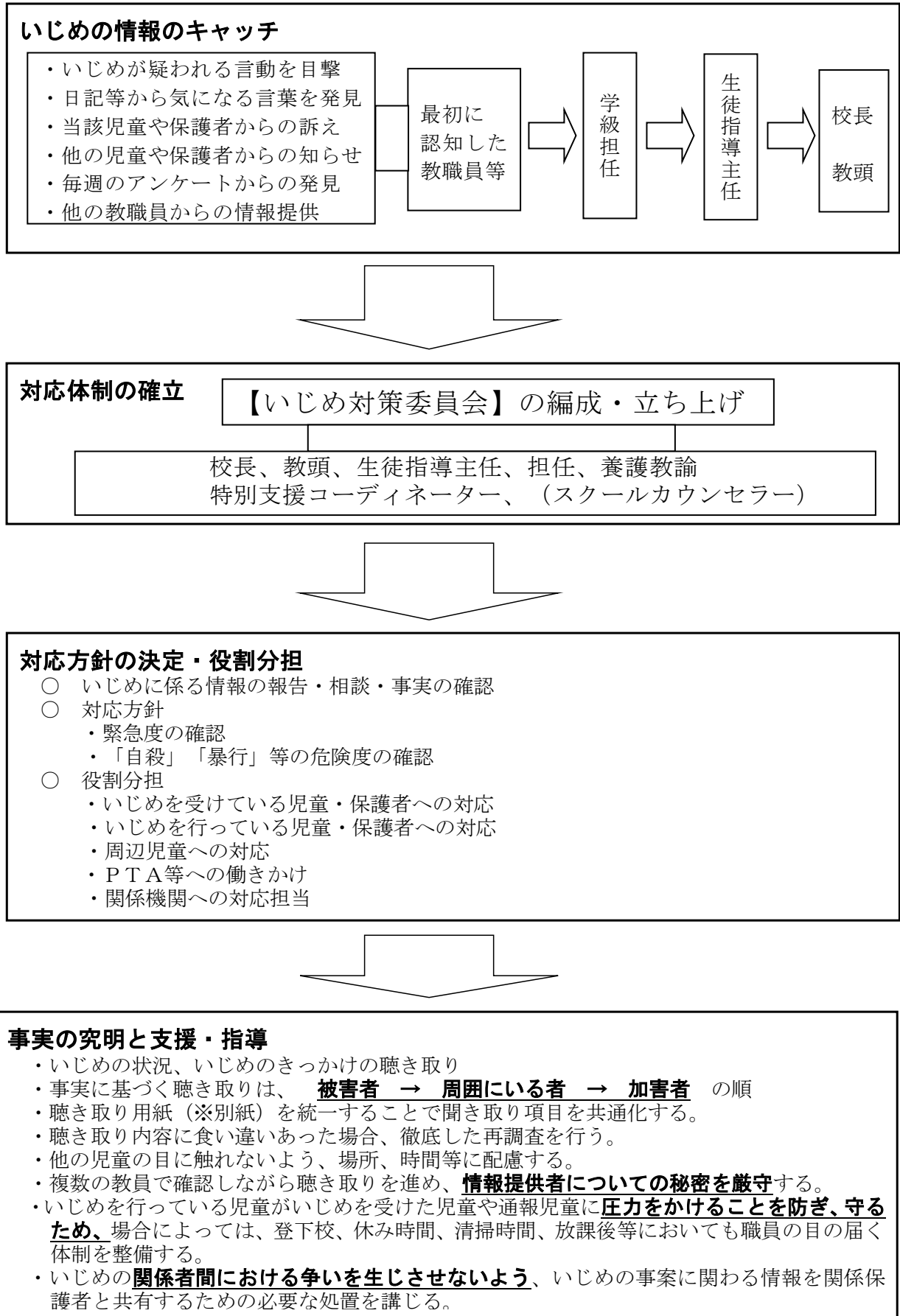
④ 保護者や地域との連携

- ・連絡帳や電話などを活用して、担任と保護者が日頃から連絡を密にとり、信頼関係を構築する。
- ・見守りボランティアや地域の方と連携し、登下校時をはじめ地域で活動しているときに気になることなどを連絡してもらう。
- ・地域行事や各種の催事等に、児童の積極的な参加を促す。

4 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。

① 発見からの展開



② 具体的な対応

いじめの被害児童、加害児童、周囲の児童への指導

◎ いじめを受けている児童への対応

【心のケアや安心して学校に通学できるようにするための対応】

- まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。
- 児童のよさや優れていることを認め、励ます。
- 学校は、いじめを行っている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。

◎ いじめを行っている児童への対応

【いじめを受けている児童が恐れている場合も想定して】

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向ける。
- 一定の教育的配慮（心理的な孤独感・疎外感を与えないなど）のもと、行った行為に対しては毅然と指導する。
- いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめを受けている側の気持ちを認識させ、責任転嫁はさせない。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省を促す。
- 対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。

◎ 観衆、傍観児童への指導・対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として考え、いじめ問題に教師全員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- 観衆や傍観者も、いじめを肯定していることを理解させ、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- いじめを受けている児童は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- いじめの事実を伝えることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る正義に基づいた勇気ある行為であることを伝え、いじめの傍観者から、いじめを抑止する仲裁者、ゲートキーパーへの転換を促す。
- いじめの誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめに対するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

◎ 継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を徹底的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努めるとともに、不安や悩みの解消に努める。
- いじめを受けた児童のよさを見つけ、褒めたり認めたりして肯定的にかかわり、友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行い、自己肯定感を回復できるようにする。
- いじめを受けた児童、いじめを行った児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに当たる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、当事者や周りの者を含む集団に寄り添った対応を行い、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

保護者との連携

◎ いじめを受けている児童の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理下で起こったことに対する謝罪、学校で把握した事実を正確に伝える等、誠意をもって対応する。
- 学校として「徹底して児童を守り支援していくこと」を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを、共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携をとりながら解決に向かって取り組むことを伝える。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。

◎ いじめを行っている児童の保護者との連携

- 詳しく事情を聞き取った後、児童を送り届けながら家庭を訪問し、正確な事実関係を説明し、その場で児童に事実の確認をする。
- 相手の児童の状況や児童と保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決方法を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- 学校は、事実について指導し、より良く成長させたいと考えていることを伝える。
- 当該児童生徒への指導・支援の在り方を共に考え、今後の学校生活における人間関係の再構築に向けて、謝罪の場を設定するなどの働きかけを行う。

関係機関との連携

◎ 教育委員会との連携

日頃から、学校や地域の状況について情報交換などをしておく。
いじめを把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

◎ 警察との連携

暴力行為や恐喝など犯罪と認められる事案に関しては、直ちに所轄警察署等に連絡する。児童の生命や身体・財産が脅かされる場合には、直ちに通報する。

◎ 他機関との連携

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、SC、SSW、市福祉課、児童相談所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れておく。

◎ 地域（学校運営協議会）との連携

日頃から、学校や地域の状況について情報交換などをしておく。

5 インターネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォンをはじめ、インターネットにつながっている携帯ゲーム機器を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や各機器の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図らなければならないが、学校だけで適切な対応ができない場合が多いと考えられる。人権侵害や犯罪、法律違反などの事案を含めて、警察等の専門機関との迅速な連携が必要である。

さらに、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開SNSやコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応しなければならない。

① 未然防止のために

◎ 保護者会で伝えたいこと

- ・子どもたちのパソコン等の機器を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るルール作りを行うこと。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らない間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たに起こっていること、携帯ゲーム機器からもインターネットに接続できることといった認識をもつこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。
- ・どの子どもでも、簡単に被害者と加害者の両方になりうるということ。
- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子が見せる小さな変化に気づけば、躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

◎ 子どもたちに理解させるポイント

- ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まること。
- ・匿名で書き込みをしても、誰が書いたか特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、障害などの他の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流失した情報は、簡単には回収できないこと。

② 早期発見・早期対応のために

インターネットの掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他者の個人情報の流出等のネットいじめの対応については、基本的には他のいじめの早期対応と同様であるが、いじめを受けた児童や保護者からの申し出の内容を精査する過程で、**実際に掲示板やコミュニケーションアプリ上の書き込み等を確認するとともに、本文等を印刷又は写真撮影するなどして記録しておく**ことが必要である。

◎ ネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を、児童、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・学校や保護者だけでは解決が困難な場合は、警察等の専門機関との連携を速やかに行う。

◎ 児童への指導

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されたり損害賠償を求められたりすること。

◎ チェーンメールの対応

- ・チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで不幸になったり危害を加えられたりすることはないこと。
- ・受け取った人は迷惑し友人関係を損ねるので、絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

6 重大事態への対応

(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応)

① 重大事態の判断及び報告

重大事態とは、以下の場合をいう。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害**が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い**があると認めるとき
- ※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定される。
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、**不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。**

【いじめ防止対策推進法 第28条 (平成25年9月28日施行)】

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成29年3月)】

- 学校は、当該事案が重大事態であると判断したときには、速やかに事態発生について報告する。
- また、児童生徒・保護者から「**いじめにより重大な被害が生じた**」という**申し立てがあった**ときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査する。
- 児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報であることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態発生時の連絡体制・初動

発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長
校長 → 教育委員会 → 市長

※ 緊急時には、臨機応変に対応する。

- ・教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
- ・必要に応じて、警察等関係機関にためらわずに通報する。
- ・いじめ対策委員会の招集

③ 児童への対応

◎ 被害児童の保護・ケア

- ・複数の教員によるマンツーマンでの保護
- ・スクールカウンセラーによるケア
- ・スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
- ・適応指導教室への通級等の実施

◎ 加害児童への働きかけ

- ・別室での学習の実施
- ・懲戒や出席停止
- ・加害児童とその保護者に対するケア

◎ その他の児童のケア

- ・教員やスクールカウンセラーなどによるケア・・・二次被害を防ぐ

④ 調査

◎ 調査の趣旨

- ・重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、質問票等を使った事実関係を明確にするための調査を実施する。
【いじめ防止対策推進法 第28条（平成25年9月28日施行）】
- ・「事実関係を明確にする」とは、いつ（いつ頃）から、誰から行われ、どのような態様があったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。

◎ 調査の主体

調査を、学校主体で行うか、市教育委員会または県教育委員会主体で行うかが判断され、決定後に速やかに調査が実施される。教育委員会が主体となった場合は、学校は教育委員会の指示に従って動く。

学校が主体の場合は、外部のいじめ対策委員が中核となり、必要に応じて弁護士、民生委員等の参加を図り中立性・公平性を確保した上で行う。県の調査委員会に派遣要請をする場合もある。

【美祢市いじめ基本方針参照】

◎ 再調査

市長が必要があると認めるときは、附属機関を設けて再調査を行う。学校は、全面的に協力する。

【いじめ防止対策推進法 第30条（平成25年9月28日施行）】

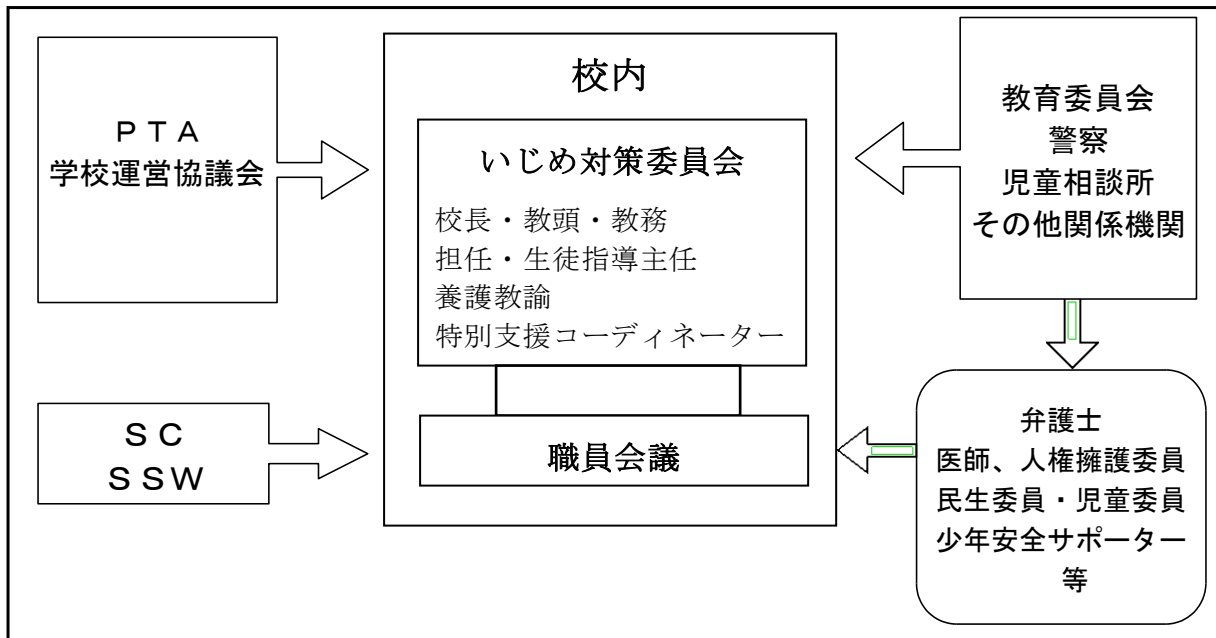
◎ 調査結果の報告・提供

- ・いじめられた児童・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供する。その際、いたずらに個人情報を盾に説明等を怠ることがあってはならない。
- ・調査結果については、市教委を通じて市長へ速やかに報告する。
- ・調査結果の説明を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者の希望する場合には、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果を報告する。

⑤ 保護者・地域との連携

- ・臨時のPTA常任委員会、学校運営協議会等を開催し、状況の説明や今後の方針等について話し合う。
- ・臨時の保護者会を開催し、状況等の報告を行う。
- ・いじめ防止に向けた取組を、学校・PTA・学校運営協議会が一緒になって検討していく。場合によっては、民生委員等の参加も要請する。

7 体制



8 点検・評価

- ・年度ごとに、いじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ・年度ごとに、いじめ問題への取組を、保護者、児童、職員で評価する。
- ・いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。

9 その他（留意事項）

- 基本方針、年間計画の公開と説明
 - ・策定した本校のいじめ防止基本方針（年間計画を含む）は、学校のホームページなどで公開する。また年度当初に児童や保護者、地域関係者に説明する。
- 相談窓口の周知徹底
 - ・児童・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。
- いじめの早期発見
 - ・いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。
 - 【レベル1】日常的衝突としてのいじめ
社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。
 - 【レベル2】教育課題としてのいじめ
児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的な対応を取る必要があった（ある）もの。
 - 【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ
認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性があるもの。
- いじめの解消の定義の明確化
 - ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - ①いじめに係る行為の解消
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- いじめに係る研修等
 - ・全ての教職員が「いじめ防止対策推進法」の内容を理解し、いじめ問題に対して適切に対応できるよう、積極的に年に複数回いじめの問題に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施すること。

10 いじめ防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解 (年度方針) ①②③ いじめに関する研修会 ①②③④	見守り隊対面式④ 参観日・懇談会①②④ 家庭訪問①②④ 一年生を迎える会①	P T A総会④ 学校いじめ防止基本方針の周知①②③④ 全常任委員会④	学校運営協議会 ①②③④
5		春季大運動会①④ 避難訓練(地震)④ P T A環境整備作業④	春季大運動会①④ ふらっと相談①②④ 全常任委員会④	美祢市生徒指導連絡協議会①②③④ 教育後援会総会④
6		教育相談週間①②③ 参観日④ 修学旅行(6年)① 宿泊学習(5年)①	保護者対象いじめ調査アンケート①②④	S S T巡回訪問④ 交流学习(綾木小) ①④
7	取組状況検討会①②③ (情報共有)	美祢市水泳記録会①	保護者懇談会①②④ 全常任委員会④	学校運営協議会 ①②③④ S S T巡回訪問④
8		P T A環境整備作業④		
9		参観日④ 全校社会見学①		
10	いじめ防止・根絶に向けた取組①② いじめに関する研修会 ①②③④	ふれあい集会①④ ようこそ先輩①④ 美祢市小学校体育祭① 参観日・人権講演会①②④		学校運営協議会 ①②③④ S S T巡回訪問④
11		美祢市音楽祭① フリー参観日①④ 情報モラル教室①②④ 避難訓練(火災)①④ 教育相談週間①②③	ふらっと相談①②④ 保護者対象いじめ調査アンケート①②④	学校運営協議会 ①②③④ 交流学习(綾木小) ①④
12	取組状況検討会①②③ (情報共有)	校内持久走大会①	学校評価アンケート④ 学期末懇談会①②④ 学校保健安全委員会④	S S T巡回訪問④
1	いじめに関する研修会 ①②③④	なわとび大会① 避難訓練(不審者)①④		学校運営協議会 ①②③④
2	全委員による会議 ①②③ (今年度のふり返り、 来年度の方針等)	教育相談週間①②③ 新入児仮入学①④ 参観日・懇談会①②④	ふらっと相談①②④	美祢市生徒指導連絡協議会①②③④ 美東中入学説明会①④ 学校運営協議会 ①②③④
3		6年生を送る会① 卒業証書授与式①④	全常任委員会④	小中連絡会①②④ S S T巡回訪問④
	年間を通じて	みどりの日〔毎月1回あいさつ運動〕①④ 1週間のふり返りアンケート①② 1か月のふり返りアンケート①② 週1回情報交換会(いじめ対策委員会)①②③ スクールカウンセラー訪問①②③④		

- ※ いじめの未然防止に関すること…①
いじめの早期発見に関すること…②
いじめの早期対応に関すること…③
いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

(別紙)

いじめの重大事態に係る聞き取り調査票

美祢市立淳美小学校

①	聞き取り日時	平成 年 月 日 ()
②	被害児童・生徒名	
③	聞き取り対象児童・生徒名	
④	聞き取り実施者名	

被害児童・生徒に係るいじめについて () 知っている・() 知らない

ケース 1

	確 認 事 項	具 体 的 事 実
⑤	発生日時	平成 年 月 日 ()
⑥	発生場所	
⑦	加害児童・生徒	年 組 氏 名 (男・女)
		集団の場合 (氏名を連記)
⑧	内容・状況 ・きっかけ ・具体的状況 ・継続の有無 (継続期間) ・その後の状況	

※ 本調査表を活用し、質問項目を統一すると共に、聞き取り内容に食い違いがあった場合には、徹底した再調査を行う。